

令和6年度 豊中市物価高騰対応支援給付金 (3万円／1世帯)のご案内

物価高騰の影響を特に受けている住民税非課税世帯への支援として、
1世帯当たり3万円を給付します。

※世帯によって、手続き、支給時期が異なります。

I. 給付額

1世帯当たり3万円

※世帯に18歳以下のこども(平成18年(2006年)4月2日以降に生まれたこども)が含まれる場合、こども1人あたり2万円を加算給付します。

※手続き方法は裏面をご確認ください。

II. 支給対象世帯

**令和6年12月13日時点で豊中市に住民登録があり
世帯全員が令和6年度個人住民税均等割が非課税
の世帯**

※ただし、住民税課税者の扶養親族等のみの世帯を除く。

III. 支給時期

令和7年1月下旬より順次支給します。

IV. 受付期限

令和7年(2025年)4月30日(水)

お問い合わせ

豊中市物価高騰対応支援給付金コールセンター

☎06-7777-0600 受付時間 平日 9:00～17:00(土日祝除く)

V. 手続き方法

① 豊中市にて物価高騰対応支援給付金(令和5年度(7万円)もしくは令和6年度(10万円))を口座振込みで受給した世帯

対象世帯には、豊中市からお知らせ文書を送付しています。
お知らせ文書が届いた世帯は、給付金を受け取るための**手続きは不要です**。(1月末に口座振込にて給付します。)

※前回の給付時点と世帯構成が変更になった場合等は、別途手続きが必要です。
詳細は給付金コールセンターまでお問い合わせください。

② 上記①以外の世帯

Ⅰ 世帯員全員が、令和6年1月1日以前から本市に住民登録がある場合

- 対象と思われる世帯には、豊中市から給付内容や確認事項が記載された確認書を2月中旬以降、順次郵送します。
- 内容を確認して、給付金の対象世帯であれば、4月30日(水)までに**確認書を返信してください**。
- 確認書を受領した世帯は、郵送(紙)だけでなく電子(インターネット)からの手続きも可能です。

※電子申込システムによる申込では、申請してから支給までの手続きがスムーズに行えます。

確認事項

- ・記載された給付金振込口座内容に誤りがないか
- ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではない等

Ⅱ 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合等

- 給付金を受け取るには、**一部申請が必要な場合があります**。
- 豊中市ホームページよりダウンロードした申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒にご提出ください。



申請期限: 令和7年(2025年) 4月30日(水) 実施本部必着



物価高騰対応支援給付金をかたった

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに国や都道府県・市区町村(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、生活情報センターくらしかん(06-6858-5070)や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。